

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件名	令和4年11月教育委員会定例会
3	概要	<p>1 開催日時 令和4年11月25日（金曜日）午後1時30分～午後2時37分</p> <p>2 開催場所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室</p> <p>3 教育長及び各委員の出欠状況 5名出席（町田香教育長、河原健委員、萩谷直美委員、 椎名和良委員、寺田弘委員）</p> <p>4 説明のための職員出席者等（職員数6名） 教育部長 小林 伸稔 参事 奈幡 正 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 前川 優子 給食センター長 坂 登司男 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課長） 1名</p> <p>5 傍聴人 1名</p> <p>6 議題 【議決事項】 (1) 議案第47号 学校給食センター運営委員会への諮問について (可決) (2) 議案第48号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（令和4年度守谷市一般会計補正予算（第6号）（教育委員会所管分）（可決）</p> <p>【協議事項】 (1) 協議第2号 守谷市立小中学校就学援助費交付要綱に定める援助費の費目及び準要保護認定要件の変更について</p> <p>【報告事項】 (1) 報告第6号 損害賠償額の決定及び和解について (2) 報告第7号 成年年齢の引き下げに伴う成人式の名称変更について (3) 報告第8号 守谷市子ども読書活動推進会議委員について (4) 報告第9号 守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係るプロポーザル選定結果について</p>
4	今後の状況	次回は、令和4年12月23日（金曜日）午後1時30分から開催予定

令和4年11月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和4年11月25日(金)

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

令和4年11月教育委員会定例会 会議次第

日時 令和4年11月25日（金）

午後1時30分から

場所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 47 号 学校給食センター運営委員会への諮問について

議案第 48 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について
(令和4年度守谷市一般会計補正予算(第6号)(教育委員会所管分))

4 協議事項

協議第 2 号 守谷市立小中学校就学援助費交付要綱に定める援助費の費目及び準要保護認定要件の変更について

5 報告事項

報告第 6 号 損害賠償額の決定及び和解について

報告第 7 号 成年年齢の引き下げに伴う成人式の名称変更について

報告第 8 号 守谷市子ども読書活動推進会議委員について

報告第 9 号 守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係るプロポーザル選定結果について

6 その他

議案第47号

学校給食センター運営委員会への諮問について

下記事項について、守谷市立学校給食センターの設置及び職員に関する条例第4条第2項の規定に基づき、学校給食センター運営委員会へ諮問する。

記

1 諮問事項

(1) 小・中学校及び給食センターの職員の給食費について

令和4年11月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和4年11月 日 原案 決

提案理由

小・中学校及び給食センターの職員の給食費については、食材費等の物価が値上がりしていることから、令和4年10月から令和5年3月までの給食費を4,536円から4,804円に改定しましたが、物価の値上がりは依然として続いていることから、令和5年4月以降についても引き続き改定後の金額とするものです。

議案	頁数
47号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市学校給食費取扱要綱の一部を改正する告示（令和4年守谷市教育委員会告示第4-2号）の一部を次のように改正する。

令和4年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町田 香

附則を次のように改める。

この告示は、公示の日から施行し、令和4年10月分以降に係る給食費について適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

議案	頁数
47号	2

守谷市学校給食費取扱要綱新旧対照表

改 正	現 行
<p>附 則 <u>この告示は、公示の日から施行し、令和4年10月分以降に係る給食費について適用する。</u></p>	<p>附 則 <u>この告示は、公示の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和4年10月分に係る給食費から、令和5年3月分に係る給食費について適用する。</u></p>

参考資料：給食費の改正額

守谷市学校給食費取扱要綱新旧対照表

改 正	現 行																
<p>(学校給食費) 第2条 学校給食費（以下「給食費」という。）の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校の児童</td> <td style="text-align: right;">4, 207円</td> </tr> <tr> <td>中学校の生徒</td> <td style="text-align: right;">4, 536円</td> </tr> <tr> <td>小・中学校及び 給食センターの職員</td> <td style="text-align: right;"><u>4, 804円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	区分	月額	小学校の児童	4, 207円	中学校の生徒	4, 536円	小・中学校及び 給食センターの職員	<u>4, 804円</u>	<p>(学校給食費) 第2条 学校給食費（以下「給食費」という。）の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校の児童</td> <td style="text-align: right;">4, 207円</td> </tr> <tr> <td>中学校の生徒</td> <td style="text-align: right;">4, 536円</td> </tr> <tr> <td>小・中学校及び 給食センターの職員</td> <td style="text-align: right;"><u>4, 536円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	区分	月額	小学校の児童	4, 207円	中学校の生徒	4, 536円	小・中学校及び 給食センターの職員	<u>4, 536円</u>
区分	月額																
小学校の児童	4, 207円																
中学校の生徒	4, 536円																
小・中学校及び 給食センターの職員	<u>4, 804円</u>																
区分	月額																
小学校の児童	4, 207円																
中学校の生徒	4, 536円																
小・中学校及び 給食センターの職員	<u>4, 536円</u>																

協議第2号

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱に定める援助費の費目及び準要保護認定要件の変更について

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱に定める援助費の費目及び準要保護認定要件の変更について、以下のとおり協議を求める。

1 援助費の費目の変更

クラブ活動費の追加

(理由)

部活動では、体力や技能の向上を図る目的以外にも異年齢との交流の中で生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育意義は大きく、経済的な理由により、準要保護に認定されている生徒が部活動に加入できないことがないよう部活動に要する費用として保護者が一律に負担する経費について補助する。

(交付額)

要保護児童生徒援助費補助金予算単価を上限とする。

(参考：令和4年度は30,150円)

(県内のクラブ活動費支給状況)

水戸市、日立市、結城市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、東海村、大子町、美浦村、五霞町、境町

(15/43) ※1市町村回答無

(一律に負担する経費)

部費及び学校を通じて一律に購入したものを対象検討中であり、詳細については、要綱の制定までに決定いたします。

2 準要保護認定要件の変更

準要保護認定基準額(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)の算定式を以下のとおり変更する。

準要保護認定基準額

= (生活扶助〔Ⅰ類+Ⅱ類〕+期末一時扶助+教育扶助+住宅扶助) × 1.2
係数を1.2倍から1.3倍への引き上げ。

(理由)

県内(3級地-1)で最も多く用いられている係数ある1.3倍への引き上げ
また、文部科学省の令和3年度就学援助実施状況調査 1.3倍平均

協議	頁数
2号	1

(自治体の状況)

2級地-1

- 「1. 0 」 日立市
- 「1. 2 」 古河市
- 「1. 3 」 取手市
- 「1. 5から1. 6」 土浦市

3級地-1

- 「1. 15」 牛久市
- 「1. 2 」 守谷市、利根町
- 「1. 3 」 石岡市、龍ヶ崎市、高萩市、鹿嶋市、美浦村
- 「1. 4 」 ひたちなか市、
- 「1. 5 」 常陸太田市、筑西市、つくば市
- 「 無 」 東海村 ※児童扶養手当の受給、国保免除等で認定。

3級地-2

- 「1. 3 」 つくばみらい市
- 「1. 5 」 常総市

(参考)

守谷市の係数を引き上げた場合の認定世帯 (所得超過による非認定21世帯中)

- 「1. 3 」 0世帯
- 「1. 35」 2世帯
- 「1. 4 」 3世帯
- 「1. 5 」 6世帯

守谷市で各係数の所得制限額

(例: 小学4年生1名、中学2年生1名、46歳父親、44歳母親、借家)

- 「1. 2 」 所得制限額 246.3万円
- 「1. 3 」 所得制限額 266.5万円
- 「1. 35」 所得制限額 276.5万円
- 「1. 4 」 所得制限額 286.6万円
- 「1. 5 」 所得制限額 306.8万円

3 適用については、令和5年4月1日からの予定とする。

令和4年11月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香

協議	頁数
2号	2

報告第7号

成年年齢の引き下げに伴う成人式の名称変更について

令和4年4月1日の民法改正により成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、式典の名称を、市内中学生アンケート結果を参考に式典運営協力員の会議において検討した結果、次のとおり決定したので、報告します。

新名称 「^{はたち}二十歳の記念式典」(令和5年1月8日の式典から適用)

令和4年11月25日報告
守谷市教育委員会
教育長 町田 香

報告	頁数
7号	1

報告第8号

守谷市子ども読書活動推進会議委員について

守谷市子ども読書活動推進会議委員について、次の者を委嘱又は任命するので報告します。

番号	区分	氏名（敬称略）	備考
1	(1) (3) 教育部次長兼生涯学習課長	福島 晶子	委員長
2	(2) 学校教育課長	前川 優子	
3	(4) 教育指導課長	大場 邦宏	
4	(5) 中央図書館長	平塚 恭子	委員長代理
5	(6) すくすく保育課長	森山 千恵子	
6	(7) のびのび子育て課長	上野 美津子	
7	(8) 市内小中学校の代表者	中村 良美	大井沢小学校
8	(8) 市内小中学校の代表者	青木 瞳	御所ヶ丘中学校
9	(9) 市内保育所・園及び幼稚園の代表者	石川 葉子	土塔中央保育所
10	(9) 市内保育所・園及び幼稚園の代表者	鈴木 恵美子	みずきの幼稚園
11	(10) 市内子育て支援施設又は児童館の代表者	山田 真理子	ミ・ナーデ
12	(11) 守谷市PTA連絡協議会の代表者	岡田 昌樹	
13	(12) 読書活動に関し識見を有するもの	松川 栄子	おはなしどんど こどん!

※ 委嘱期間 令和4年12月1日～次期推進計画策定まで

令和4年11月25日報告
守谷市教育委員会
教育長 町田 香

守谷市教育委員会告示第5号

守谷市子ども読書活動推進会議設置要綱を次のように定める。

令和4年10月5日

守谷市教育委員会教育長 町田 香

守谷市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 守谷市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）に基づく施策及び具体的な取組の計画的かつ効果的な推進を図るため、守谷市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議し、その結果を教育長に報告するものとする。

- (1) 推進計画に基づく施策及び具体的な取組の進行管理に関すること。
- (2) その他子どもの読書活動推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、14人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 教育部次長
- (2) 学校教育課長
- (3) 生涯学習課長
- (4) 教育指導課長
- (5) 中央図書館長
- (6) すくすく保育課長
- (7) のびのび子育て課長
- (8) 市内小中学校の代表者
- (9) 市内保育所（園）及び幼稚園の代表者
- (10) 市内子育て支援施設又は児童館の代表者
- (11) 守谷市PTA連絡協議会の代表者
- (12) 読書活動に関し識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は次期推進計画の策定までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

報告	頁数
8号	2

- 第5条 推進会議に委員長を置き、委員長は、教育部次長をもって充てる。
- 2 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
 - 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 推進会議は、委員長が招集する。
- 2 推進会議の議長は、委員長とする。
 - 3 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 4 推進会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第7条 委員の報酬については、これを支給しないものとする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、教育委員会中央図書館が担当する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

報告第9号

守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係るプロポーザル選定結果について

上記について、守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係る指名型プロポーザル方式選定委員会を開催し、次のとおり、特定者が選定されましたのでご報告します。

1 守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係るプロポーザル選定結果

- (1) 特定者：株式会社明日葉
- (2) 所在地：東京都港区芝四丁目13-3 PMO田町東10F
- (3) 事業開始日：令和5年4月1日
- (4) 事業期間：事業開始日～令和7年3月31日

2 指名業者について

- (1) ㈱共立メンテナンス
- (2) ㈱明日葉
- (3) シダックス大新東ヒューマンサービス㈱
- (4) ㈱アンフィニ
- (5) ㈱ニチイ学館

図書館業務及び人材派遣業務等を行っている業者で、かつ守谷市に指名参加登録のある上記5社を指名し、プロポーザルの参加者を募集しましたが、4事業者が辞退となり、㈱明日葉のみの選考となりました。

3 選考について

配点は、評価項目に200点を配分し、満点を200点としました。

審査点の算出は、原則として7人の採点者の点数を平均して算出し、総得点が6割以上（120点以上）であることを可否の基準としました。

守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務 審査結果		
審査項目ごと集計	審査日 令和4年11月24日	
評価項目	配点	得点
1 会社概要及び実績	20	13.9
2 本業務に対する取組や基本的な考え方	50	32.1
3 業務遂行能力	70	44.6
4 危機管理及び安全対策	40	26.4
5 見積と提案内容との関係	10	6.1
6 総合評価	10	6.4
合計	200	129.6

4 守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係るプロポーザル選定までのスケジュール

プロポーザル方式参加 指名通知・質問の受付	令和4年 10月10日(火)～10月21日(金)
質問の回答	10月28日(金)
申込期間	10月29日(土)～11月8日(金)
事業者選考委員会	11月16日(水) 審査会打ち合わせ 11月24日(木) プレゼン審査
選定結果の通知	11月30日(水)

令和4年11月25日報告
守谷市教育委員会
教育長 町田 香